

医政発 0405 第 6 号  
令和 4 年 4 月 5 日

各 

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

#### 8020運動・口腔保健推進事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、令和3年5月14日医政発 0514 第5号厚生労働省医政局長通知の「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和4年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

(別添)

8020運動推進特別事業実施要綱・都道府県等口腔保健推進事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">8020運動推進特別事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(2) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課</u>あて電子媒体にて提出すること。</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">8020運動推進特別事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(2) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて事業の計画内容を、事業実施の当該年度5月31日<u>まで、又は、</u>本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日<u>まで</u>のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合があります。</u></p>	<p>(3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合があります。</p>
<p><b>都道府県等口腔保健推進事業</b></p>	<p><b>都道府県等口腔保健推進事業</b></p>
<p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 支援センターを運営するに当たり、第2のいずれかの事業を合わせて実施し、以下の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 支援センターを運営するに当たり、第2のいずれかの事業を合わせて実施し、以下の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、<u>事業</u>の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、<u>厚生労働省医政局歯科保健課</u>あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、<u>事業</u>の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて事業の計画内容を、事業実施の当該年度5月31日<u>まで</u>、又は、<u>本実施要綱</u>の改正日から起算して2月を経過した日<u>まで</u>のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>
<p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p> <p>I 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業</p> <p>1 目的 (略)</p>	<p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p> <p>I 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業</p> <p>1 目的 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) 歯科疾患予防事業 (略)</p> <p>(2) 食育推進等口腔機能維持向上事業 この事業の内容は、都道府県、市町村及び特別区が実施する食育の推進のための小児に対する「<u>食べる</u>」機能<u>の</u>発達を促す取組や高齢者に対する誤嚥防止に関する取組等、口腔機能の維持向上に関する活動を行う事業とする。</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、<u>事業</u>の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過</p>	<p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) 歯科疾患予防事業 (略)</p> <p>(2) 食育推進等口腔機能維持向上事業 この事業の内容は、都道府県、市町村及び特別区が実施する食育の推進のための小児に対する「<u>食べ方</u>」<u>の</u>機能発達を促す取組や高齢者に対する誤嚥防止に関する取組等、口腔機能の維持向上に関する活動を行う事業とする。</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて事業の計画内容を、事業実施の当該年度5月31日<u>まで</u>、又は、<u>本</u>実施要綱の改正日から起算して2</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="219 209 1106 292">した日のいずれか遅い日までに、<u>厚生労働省医政局歯科保健課</u>あて電子媒体にて提出すること。</p> <p data-bbox="174 355 1106 630">(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</u>その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p> <p data-bbox="125 694 1106 777">II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者養成事業</p> <p data-bbox="163 837 286 869">1 目的</p> <p data-bbox="190 885 1106 1257">この事業は、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、障害者支援施設、障害者入所・通所施設、介護保険施設、医療機関、リハビリテーション施設等（以下、「施設等」という。）<u>を利用</u>する障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、その状況に応じた支援を行い、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図ること及びそれぞれの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成することを目的とする。</p> <p data-bbox="163 1321 448 1404">2 事業の実施主体 (略)</p>	<p data-bbox="1225 209 2112 292">月を経過した日<u>まで</u>のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p> <p data-bbox="1180 355 2112 630">(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p> <p data-bbox="1128 694 2112 777">II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者養成事業</p> <p data-bbox="1167 837 1290 869">1 目的</p> <p data-bbox="1193 885 2112 1257">この事業は、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、障害者支援施設、障害者入所・通所施設、介護保険施設、医療機関、リハビリテーション施設等（以下、「施設」という。）<u>に入所・入院</u>する障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、その状況に応じた支援を行い、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図ること及びそれぞれの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成することを目的とする。</p> <p data-bbox="1167 1321 1451 1404">2 事業の実施主体 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 事業内容</p> <p>(1) 歯科保健医療推進事業</p> <p>この事業の内容は、次に掲げる各号のうち、アについては都道府県、政令市及び特別区が実施する事業とし、イ～エについては都道府県、市町村及び特別区が実施する事業とする。</p> <p>なお、市町村（政令市を除く。）が事業を実施する場合にあっては、イ単独の事業としては実施できないものとする。</p> <p>ア 施設等において定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者に対する歯科保健医療に係る歯科健診（検診）・スクリーニングの実施等サービスの提供を行う。</p> <p>イ 施設等の職員等に対する口腔の健康の保持・増進及び歯科疾患の予防に係る普及啓発及び指導を行う。</p> <p>ウ 障害者支援施設、障害者入所・通所施設等において、定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な障害者・障害児に対する歯科健診（検診）及び歯科保健指導を行う。</p> <p>エ 介護保険施設、リハビリテーション施設等において、定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な要介護高齢者に対する歯科健診（検診）及び歯科保健指導を行う。</p> <p>(2) 歯科医療技術者養成事業</p> <p>この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する</p>	<p>3 事業内容</p> <p>(1) 歯科保健医療推進事業</p> <p>この事業の内容は、次に掲げる各号のうち、アについては都道府県、政令市及び特別区が実施する事業とし、イ～エについては都道府県、市町村及び特別区が実施する事業とする。</p> <p>なお、市町村（政令市を除く。）が事業を実施する場合にあっては、イ単独の事業としては実施できないものとする。</p> <p>ア 施設に入所・入院して定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者に対する歯科保健医療に係る歯科健診（検診）・スクリーニングの実施等サービスの提供を行う。</p> <p>イ 施設の職員等に対する口腔の健康の保持・増進及び歯科疾患の予防に係る普及啓発及び指導を行う。</p> <p>ウ 障害者支援施設に入所して定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な障害者・障害児に対する歯科健診（検診）及び歯科保健指導を行う。</p> <p>エ 介護保険施設に入所して定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な要介護高齢者に対する歯科健診（検診）及び歯科保健指導を行う。</p> <p>(2) 歯科医療技術者養成事業</p> <p>この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する</p>

改正後	改正前
<p>事業とする。</p> <p>ア 歯科保健医療サービスを受けることが困難な者のそれぞれの状態に応じた診療上の知識や技術<u>等</u>を有する歯科専門職を育成するための実習を行う。</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) 上記3 (1) の事業を実施するに当たり、施設<u>等における歯科保健の担当者を含む関係者との間で連絡調整する場を設け、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者等の実態の把握及び歯科保健医療サービスが提供されていない施設等</u>の優先実施や対象が特定の施設<u>等</u>に偏ることがないように効果的に取り組むものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上記3 (2) の事業を実施するに当たり、以下のア～ウの条件を満たすものとする。</p> <p>ア 障害者・<u>障害児</u>や要介護高齢者<u>等</u>の診療<u>等</u>に対応できる技術の習得を目的とした実習を必ず実施するものとする。</p> <p>イ 実習期間は、必ずしも連続して行われる必要はないが、技術の習得が効果的に行われるよう考慮するものとする。</p> <p>ウ 実習の実施主体において実習管理委員会を設置し、実習の進行及び知識や技術の習得状況を管理するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>事業とする。</p> <p>ア 歯科保健医療サービスを受けることが困難な者のそれぞれの状態に応じた診療上の知識や技術を有する歯科専門職を育成するための実習を行う。</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) 上記3 (1) の事業を実施するに当たり、施設との連絡調整会議を設置し、<u>入所・入院する者等の実態の把握及び口腔ケアに取り組まれて</u>いない施設の優先実施や対象が特定の施設に偏ることがないように効果的に取り組むものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上記3 (2) の事業を実施するに当たり、以下のア～ウの条件を満たすものとする。</p> <p>ア 障害者や要介護高齢者の診療に対応できる技術の習得を目的とした実習を必ず実施するものとする。</p> <p>イ 実習期間は、必ずしも連続して行われる必要はないが、技術の習得が効果的に行われるよう考慮するものとする。</p> <p>ウ 実習の実施主体において実習管理委員会を設置し、実習の進行及び知識や技術の習得状況を管理するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>



改正後	改正前
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課</u>あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(7) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</u></p> <p>5 留意事項            歯科医師や歯科衛生士が<u>障害者・障害児や要介護高齢者</u>等に対して行う医療や介護については、当該事業として実施する口腔保健と異なることから、明確に区分して実施すること。</p> <p>Ⅲ 歯科口腔保健推進体制強化事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて事業の計画内容を、事業実施の当該年度5月31日<u>まで、又は、本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日</u>までのいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(7) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p> <p>5 留意事項            歯科医師や歯科衛生士が施設に<u>入所・入院する者</u>等に対して行う医療や介護については、当該事業として実施する口腔保健と異なることから、明確に区分して実施すること。</p> <p>Ⅲ 歯科口腔保健推進体制強化事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体</p>

改正後	改正前
<p>この事業の実施主体は、市町村（政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）を除く。）とする。なお、本<u>事業を</u>特に必要とする市町村は、事業開始年度の前年度において歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）を配置していない<u>市町村</u>とする。</p>	<p>この事業の実施主体は、市町村（政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）を除く。）とする。なお、本<u>取組が</u>特に必要な市町村とは、事業開始年度の前年度において歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）を配置していない<u>こと</u>とする。</p>
<p>3 事業内容 （略）</p>	<p>3 事業内容 （略）</p>
<p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の</u>計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、<u>厚生労働省医政局</u>歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p>	<p>(3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて事業の計画内容を、事業実施の当該年度5月31日<u>まで</u>、又は、<u>本実施要綱の</u>改正日から起算して2月を経過した日<u>まで</u>のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p>
<p>(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の</u>実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p>(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>

改正後	改正前
<p>IV 調査研究事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する以下の（１）及び（２）の事業とする。</p> <p>(1) 歯科口腔保健調査研究事業 地域における歯科に関する実態調査、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、８０２０運動と医療費の関係等<u>の</u> <u>歯科口腔保健</u>に係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。</p> <p>(2) 多職種連携等調査研究事業 医科・歯科連携等、多職種連携の先駆的な取組に対する安全性や効果の分析、口腔の健康と全身の健康の関係等<u>の</u><u>歯科口腔保健</u>に係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p>	<p>IV 調査研究事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する以下の（１）及び（２）の事業とする。</p> <p>(1) 歯科口腔保健調査研究事業 地域における歯科に関する実態調査、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、８０２０運動と医療費の関係等に 係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。</p> <p>(2) 多職種連携等調査研究事業 医科・歯科連携等、多職種連携の先駆的な取組に対する安全性や効果の分析、口腔の健康と全身の健康の関係等に係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課</u>あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、<u>事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課</u>あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて事業の計画内容を、事業実施の当該年度5月31日<u>まで、又は、本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日</u><u>まで</u>のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。</p> <p>(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>

## 8 0 2 0 運動推進特別事業実施要綱

### 1 目 的

この事業は、国民の歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

### 3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が実施する（1）及び（2）の事業とする。

#### （1）8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置

この事業の実施にあたり、8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を設置すること。

- ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、母子保健関係者、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、障害保健福祉関係者、行政、住民等）
- ・8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する現状を把握・分析した上で課題について検討し、母子保健、学校保健、老人保健や障害保健福祉等の関係部局と連携して、事業計画の策定や評価を行うものとする。

#### （2）8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するための事業

地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から、歯科口腔保健の推進に資するための事業を計画的に行うものとする。ただし、都道府県は適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

- ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材に対する研修事業
- イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
- ウ その他、都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

### 4 補助条件

- (1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。
- (2) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

# 都道府県等口腔保健推進事業

## 第1 口腔保健支援センター設置推進事業

### 1 目的

この事業は、地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律（以下、「歯科口腔保健法」という。）第15条に規定される口腔保健支援センター（以下、「支援センター」という。）の設置の推進を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区とする。

### 3 事業内容

この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が設置する支援センターの運営等事業とする。

### 4 補助条件

支援センターを運営するに当たり、第2のいずれかの事業を合わせて実施し、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 支援センターは、都道府県、政令市及び特別区において口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織（機能）とする。
- (2) 支援センターには、常勤又は非常勤の歯科医師1名、歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）1名以上、合計2名以上配置するものとする。
- (3) 支援センターにおいては、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健法第7条から第11条までに規定する施策の具体策に取り組むものとする。
- (4) 支援センターの取組は、都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は、本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。

(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

## 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

### I 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

#### 1 目的

この事業は、地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域住民に対してう蝕予防のためのフッ化物洗口や歯周病予防のための口腔清掃指導、食育の推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とする。

なお、都道府県、市町村及び特別区は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

#### 3 事業内容

##### (1) 歯科疾患予防事業

この事業の内容は、都道府県、市町村及び特別区が実施する以下のア及びイの事業とする。

ア う蝕予防のためのフッ化物洗口（医薬品）に関する取組を行う。

イ 歯周病予防のための口腔清掃指導、歯科健（検）診や歯科保健指導等、地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を行う。

##### (2) 食育推進等口腔機能維持向上事業

この事業の内容は、都道府県、市町村及び特別区が実施する食育の推進のための小児に対する「食べる」機能の発達を促す取組や高齢者に対する誤嚥



防止に関する取組等、口腔機能の維持向上に関する活動を行う事業とする。

#### 4 補助条件

- (1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。  
また、市町村（政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）を除く。）が実施する事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。
- (2) 市町村（政令市を除く。）が上記3（1）の事業を実施する場合にあっては、3（1）のア又はア及びイの事業として実施するものとし、かつ、以下のア及びイの要件を満たす場合に限るものとする。  
ア 事業実施の前年度において、都道府県等による導入支援又は市町村による取組等によりフッ化物洗口の実績を有すること。  
イ 以下のいずれかの要件を満たし、3（1）のアの事業を実施する体制が整っていること。
  - ① 行政機関に勤務する歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）が配置され、主に歯科口腔保健業務に従事していること。
  - ② 歯科口腔保健の推進に関する計画等においてフッ化物洗口に係る目標値の設定等を行っていること。
- (3) 市町村（政令市を除く。）が上記3（2）の事業を実施する場合にあっては、歯科専門職が参加する市町村食育推進会議において事業の内容について検討の上、実施すること。
- (4) 都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。
- (5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

## II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者養成事業

### 1 目的

この事業は、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、障害者支援施設、障害者入所・通所施設、介護保険施設、医療機関、リハビリテーション施設等（以下、「施設等」という。）を利用する障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、その状況に応じた支援を行い、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図ること及びそれぞれの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とする。ただし、市町村（政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）を除く。）は、次項「3 事業内容」の各事業で定めるものに限る。

また、都道府県、市町村及び特別区は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### 3 事業内容

#### (1) 歯科保健医療推進事業

この事業の内容は、次に掲げる各号のうち、アについては都道府県、政令市及び特別区が実施する事業とし、イ～エについては都道府県、市町村及び特別区が実施する事業とする。

なお、市町村（政令市を除く。）が事業を実施する場合にあっては、イ単独の事業としては実施できないものとする。

ア 施設等において定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者に対する歯科保健医療に係る歯科健診（検診）・スクリーニングの実施等サービスの提供を行う。

イ 施設等の職員等に対する口腔の健康の保持・増進及び歯科疾患の予防に係る普及啓発及び指導を行う。

ウ 障害者支援施設、障害者入所・通所施設等において、定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な障害者・障害児に対する歯科健診（検診）及び歯科保健指導を行う。

エ 介護保険施設、リハビリテーション施設等において、定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な要介護高齢者に対する歯科健診（検診）及び

歯科保健指導を行う。

(2) 歯科医療技術者養成事業

この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する事業とする。

- ア 歯科保健医療サービスを受けることが困難な者のそれぞれの状態に応じた診療上の知識や技術等を有する歯科専門職を育成するための実習を行う。

4 補助条件

- (1) 上記3(1)の事業を実施するに当たり、施設等における歯科保健の担当者を含む関係者との間で連絡調整する場を設け、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者等の実態の把握及び歯科保健医療サービスが提供されていない施設等の優先実施や対象が特定の施設等に偏ることがないように効果的に取り組むものとする。

- (2) 市町村（政令市を除く。）が上記3(1)の事業を実施するに当たっては、行政機関に勤務する歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）を配置しており、事業を実施する体制が整っていること。配置する歯科専門職は、主に歯科口腔保健業務に従事している者とする。

- (3) 上記3(2)の事業を実施するに当たり、以下のア～ウの条件を満たすものとする。

- ア 障害者・障害児や要介護高齢者等の診療等に対応できる技術の習得を目的とした実習を必ず実施するものとする。
- イ 実習期間は、必ずしも連続して行われる必要はないが、技術の習得が効果的に行われるよう考慮するものとする。
- ウ 実習の実施主体において実習管理委員会を設置し、実習の進行及び知識や技術の習得状況を管理するものとする。

- (4) 都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。

- (5) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。  
また、市町村（政令市を除く。）が実施する上記3(1)の事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。

- (6) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱

の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。

- (7) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

## 5 留意事項

歯科医師や歯科衛生士が障害者・障害児や要介護高齢者等に対して行う医療や介護については、当該事業として実施する口腔保健と異なることから、明確に区分して実施すること。

### Ⅲ 歯科口腔保健推進体制強化事業

#### 1 目的

この事業は、地域間の格差解消等のために、歯科疾患対策の強化のうち、歯科口腔保健の推進体制の強化等が特に必要な市町村において、歯科口腔保健の実態分析や歯科口腔保健に関する計画の策定等を行うとともに、歯科口腔保健に係る推進体制の整備の導入を支援することを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村（政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）を除く。）とする。なお、本事業を特に必要とする市町村は、事業開始年度の前年度において歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）を配置していない市町村とする。

#### 3 事業内容

この事業の内容は、市町村（政令市を除く。）が実施する以下の（1）～（4）の事業とし、（1）～（4）のすべてを実施するものとする。ただし、（2）については、市町村独自の事業等により既に歯科口腔保健の推進に関する検討を行うための協議会等が設置されている場合、（3）については、事業開始年度の前年度に歯科口腔保健の推進に関する計画策定等の検討に必要な調査が実施されている場合については、必ずしもこの限りではない。

##### （1）歯科専門職の配置

歯科口腔保健施策の企画立案に関する部署に歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）を1名以上配置すること。配置された歯科専門職は、本事業による歯科口腔保健に係る推進体制の整備に主体的に関わる者とする。

##### （2）歯科口腔保健の推進に関する協議会の設置

歯科口腔保健の推進に関する協議会を設置する。

- ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、母子保健関係者、学校保健関係者、介護保険関係者、障害保健福祉関係者、行政、住民等）
- ・歯科口腔保健の推進に関する協議会は、母子保健、学校保健、老人保健や障害保健福祉等の関係部局とも連携して開催するものとする。

##### （3）歯科口腔保健に関する実態調査の検討・実施

各地域における歯科口腔保健に関する現状や課題等の把握のための実態調査を検討し、実施すること。

なお、その調査結果等を分析した上で現状や課題等について、歯科口腔保健の推進に関する協議会等で報告及び検討するものとする。

また、上記調査は事業開始年度の翌年度末までに実施し、ホームページ等で公表するものとする。

#### (4) 歯科口腔保健の推進に関する計画策定等に向けた検討・策定

歯科口腔保健の推進に関する協議会等を活用し、検討（評価方法も含む）を行うものとし、地域における歯科口腔保健に関する現状や課題等を踏まえた歯科口腔保健の推進に関する計画を策定すること。

- ・歯科口腔保健の推進に関する計画は、歯科口腔保健の推進に関する単独計画の策定又は市町村健康増進計画等における歯科口腔保健の推進に関する内容の充実とする。

- ・歯科口腔保健の推進に関する計画の策定にあたっては、以下の例示を含む「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」等も参考にするとともに、関連する計画等と整合性を図ることとする。

(例)

- ・ 3歳児でう蝕のない者の割合の増加
- ・ 12歳児でう蝕のない者の割合の増加
- ・ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加

なお、上記計画は事業開始後の翌年度末までに策定し、ホームページ等で公表するものとする。

## 4 補助条件

(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

(2) 市町村（政令市を除く。）が事業を実施するに当たっては、事業開始年度の前年度において行政機関に勤務する歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）を配置していないこと。なお、事業実施後においても、歯科保健医療施策の企画立案に関する部署への歯科専門職の配置等円滑な取組の実施に配慮することとする。

(3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。

(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

## IV 調査研究事業

### 1 目的

この事業は、地域における必要な歯科保健施策の効率化を図るとともに、チーム医療や全身疾患に対応する多職種連携を推進させる観点から、歯科に係る調査研究や多職種連携の取組の検証等を行い、その成果を地域において普及・活用することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、都道府県、政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### 3 事業内容

この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する以下の（1）及び（2）の事業とする。

#### （1）歯科口腔保健調査研究事業

地域における歯科に関する実態調査、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、8020運動と医療費の関係等の歯科口腔保健に係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。

#### （2）多職種連携等調査研究事業

医科・歯科連携等、多職種連携の先駆的な取組に対する安全性や効果の分析、口腔の健康と全身の健康の関係等の歯科口腔保健に係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。

### 4 補助条件

（1）上記3（2）の事業を実施するに当たり、以下のア及びイの条件を満たすものとする。

ア 医科・歯科の関係者等により構成される連携協議会を設置し、地域の実情を踏まえた普及及び連携の実践に取り組むものとする。

イ 事業により、活動状況等を取りまとめた報告書として提出するものとする。

（2）他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。



- (3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。